

航空貨物に対する保安対策の改善指示及び貨物利用運送事業法に基づく事業改善命令に対する報告(概要)

郵便事業株式会社(東京都千代田区、代表取締役会長 CEO 北村憲雄)は、平成21年8月18日(火)及び同月28日(金)に国土交通省からの航空貨物に対する保安対策等の改善指示及び貨物利用運送事業法に基づく事業改善命令に対して、9月1日(火)に報告しました。

本件事故発生により、郵便事業に対する信頼を損ねる事態をもたらしたことにつきまして、深くお詫び申し上げます。

今後このような事故を再発させないよう、再発防止対策を確実に実施し、全社を挙げてお客さまの信頼確保に全力で取り組んでまいります。

1 危険物輸送の安全確保に係る事業改善命令(平成21年8月28日(金))に対する改善報告の概要は、次のとおりです。

(1) 危険物(火薬類等)に係る品名・外装等確認

ア 支店での引受時の確認

ゆうパックの支店引受時における品名確認及び外装等の確認し、危険物については「航空輸送禁止」帳票を貼付することを徹底します。

なお、郵便局においても引受時の品名確認及び外装等の確認の徹底を図り、「航空輸送禁止」帳票の貼付についても、郵便局会社と手続きのうえ実施する予定です。

イ 航空受渡支店での区分時の確認

航空受渡支店において、区分作業時の際にも、ゆうパックにおける品名確認及び外装等を確認し、危険物については「航空輸送禁止」帳票を貼付することを徹底します。

(2) このほか、貨物利用運送事業法の附帯業務としての航空貨物保安対策に係る改善内容については、下記2を参照して下さい。

2 航空貨物に対する保安対策の改善指示(平成21年8月18日(火))に対する改善報告の概要は、次のとおりです。

(1) 航空貨物保安体制の確立及び社内マニュアルの整備

ア 各支店に航空保安対策責任者及び担当者を指定し、当該責任者等により確実な検査を実施します。

イ 航空貨物保安計画に基づき、各支店における航空危険物に対する必要な検査手順書を作成します。作成に当たっては、今回の再発防止策の内容を盛り込みます。

(2) 保安検査体制の改善

ア X線検査装置関係

(7) X線検査装置モニター検査体制の確立

X線検査装置モニター検査(以下「モニター検査」といいます。)の実施に当たっては、モニター検査で画像を識別できる技量を有する社員を専任担当者として配置します。

(イ) 部外専門機関による専門訓練の実施

本年度においても当該専門訓練等を実施し、専任担当者の技量をさらに高めていきます。

イ 受託時の品名・外装等確認の徹底

(7) 引受時の確認

ゆうパックの引受時における品名確認及び外装等の確認について徹底します。

(イ) 区分作業時の確認

各支店に対し、トラック便等の到着、区分作業時等にも、ゆうパックにおける品名確認及び外装等確認を確実に実施します。

(3) 航空保安教育訓練の実施

ア 教育訓練体制の確立

各支店に航空保安教育訓練責任者及び担当者を指定し、当該責任者等により確実な教育訓練を実施します。

イ 教育訓練計画の作成及び実施

教育訓練責任者等は当該年度の訓練計画書を作成し、当該計画に基づき訓練を実施します。

(4) 自主監査の実施

航空保安対策責任者が指定する監査者が、航空危険物に係る航空保安対策の実施事項が適確に行われているかどうか、定期的に監査を実施します。

以 上